

地域の福祉を守り抜くために

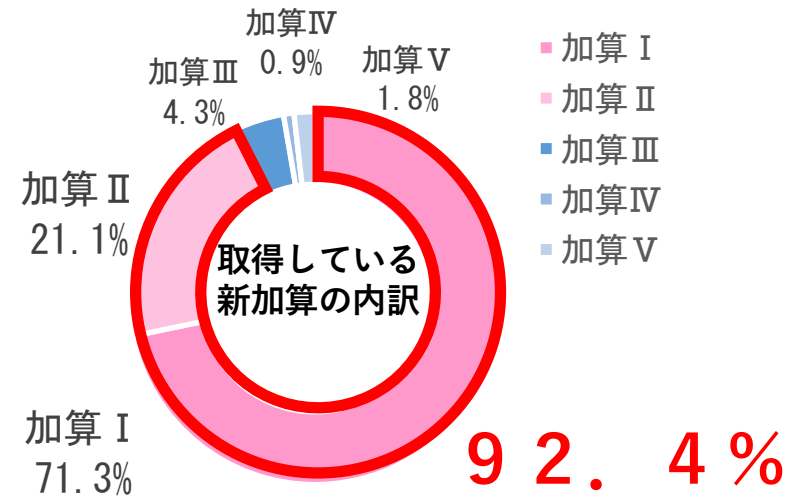
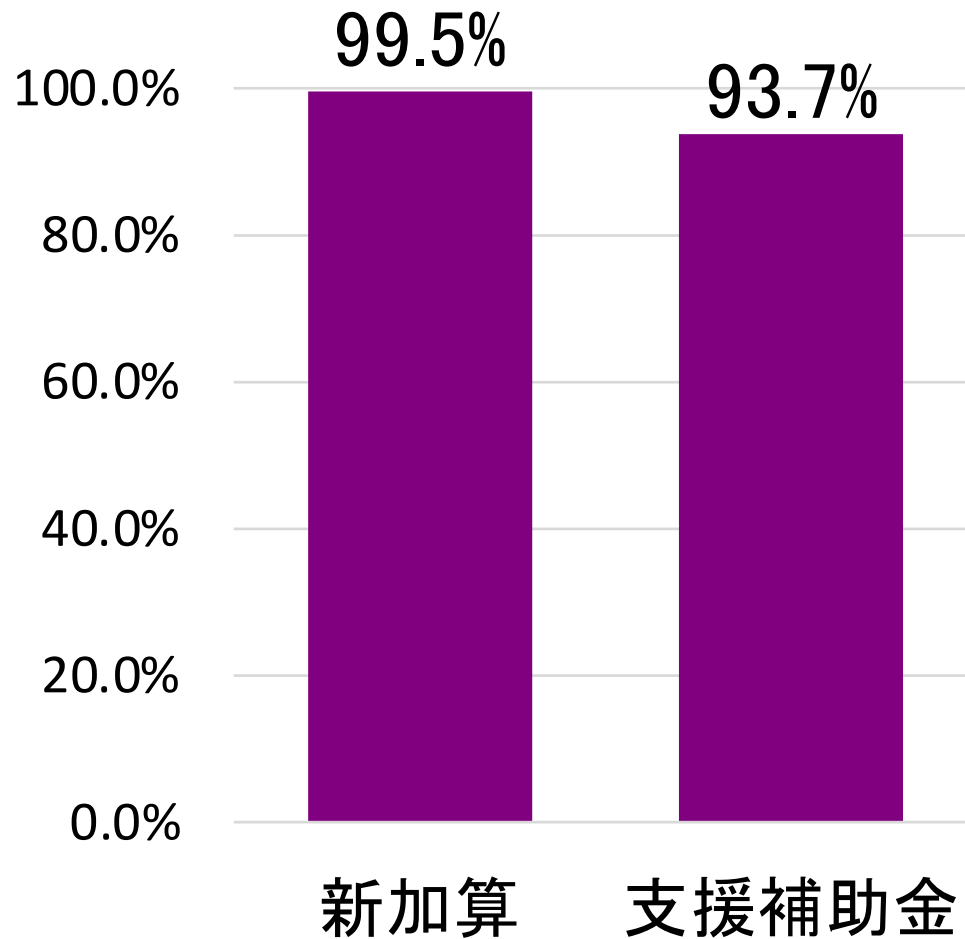
全国社会福祉法人経営者協議会

提言・要望

- (1) 全産業と遜色ない水準までの早急な処遇改善、
臨時改定（基本報酬、食費等の基準費用額等の引上げ）
- (2) 全産業の賃上げと物価指数に連動する仕組みの導入
【賃金スライド制・物価スライド制】
- (3) 介護、障害福祉、子育て支援等の制度間で異なる
処遇改善の仕組み・運用の一元化、対象職種等と
法人裁量のさらなる拡大

社会福祉法人はすでに処遇改善加算・補助金をフル活用

社会福祉法人の取得率

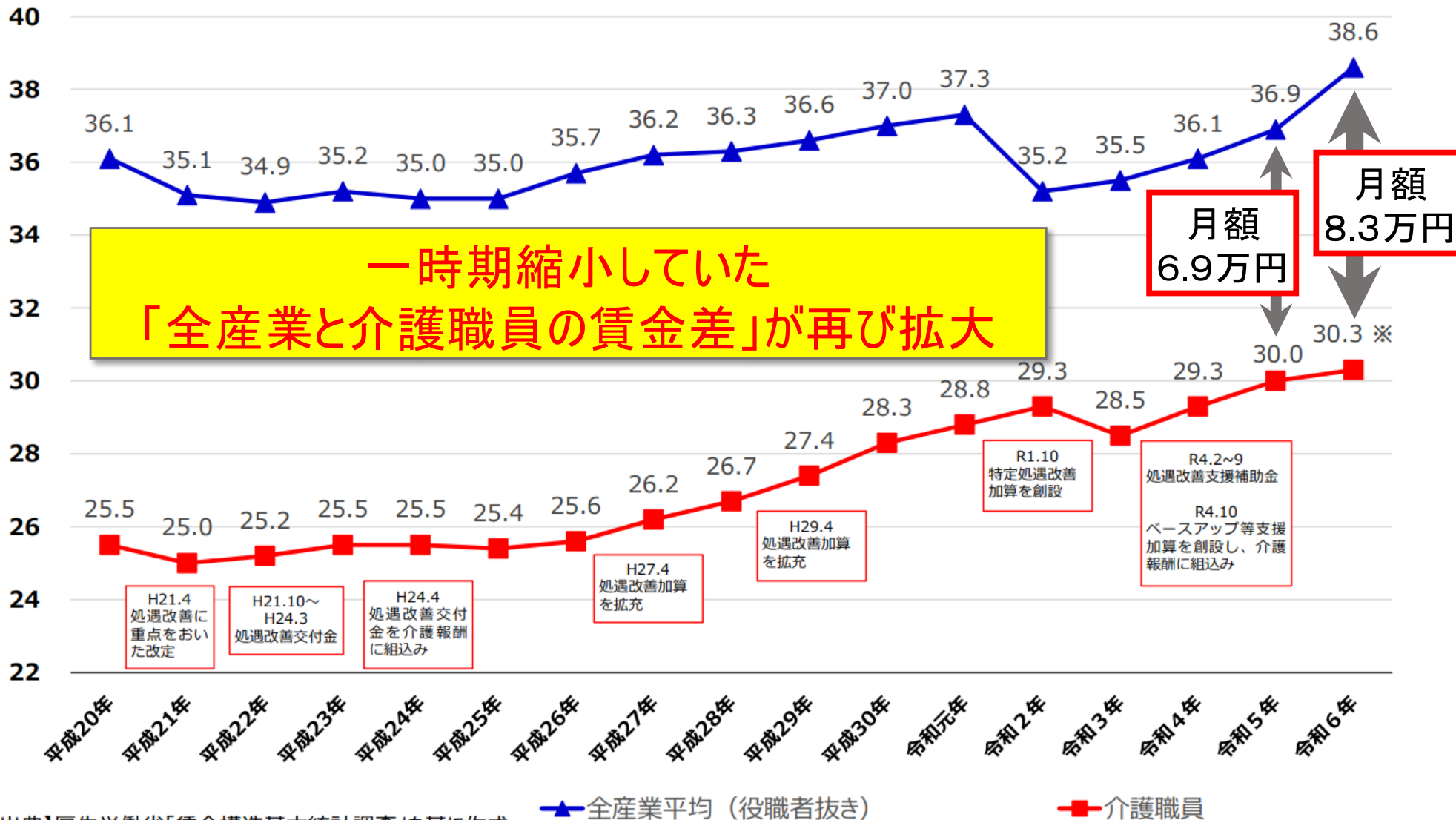


加算 I	キャリアパス要件V (介護福祉士の配置等)
加算 II	キャリアパス要件IV (改善後440万円以上が一人)
加算 III	キャリアパス要件III (昇給の仕組み)
加算 IV	キャリアパス要件I・II (任用要件・賃金体系、研修等の実施)
	職場環境等要件
	月額賃金改善要件I (加算IVの加算額の1/2以上を月額賃金で配分)

9割超が
上位区分
を取得

賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移

賞与込み給与
(万円)

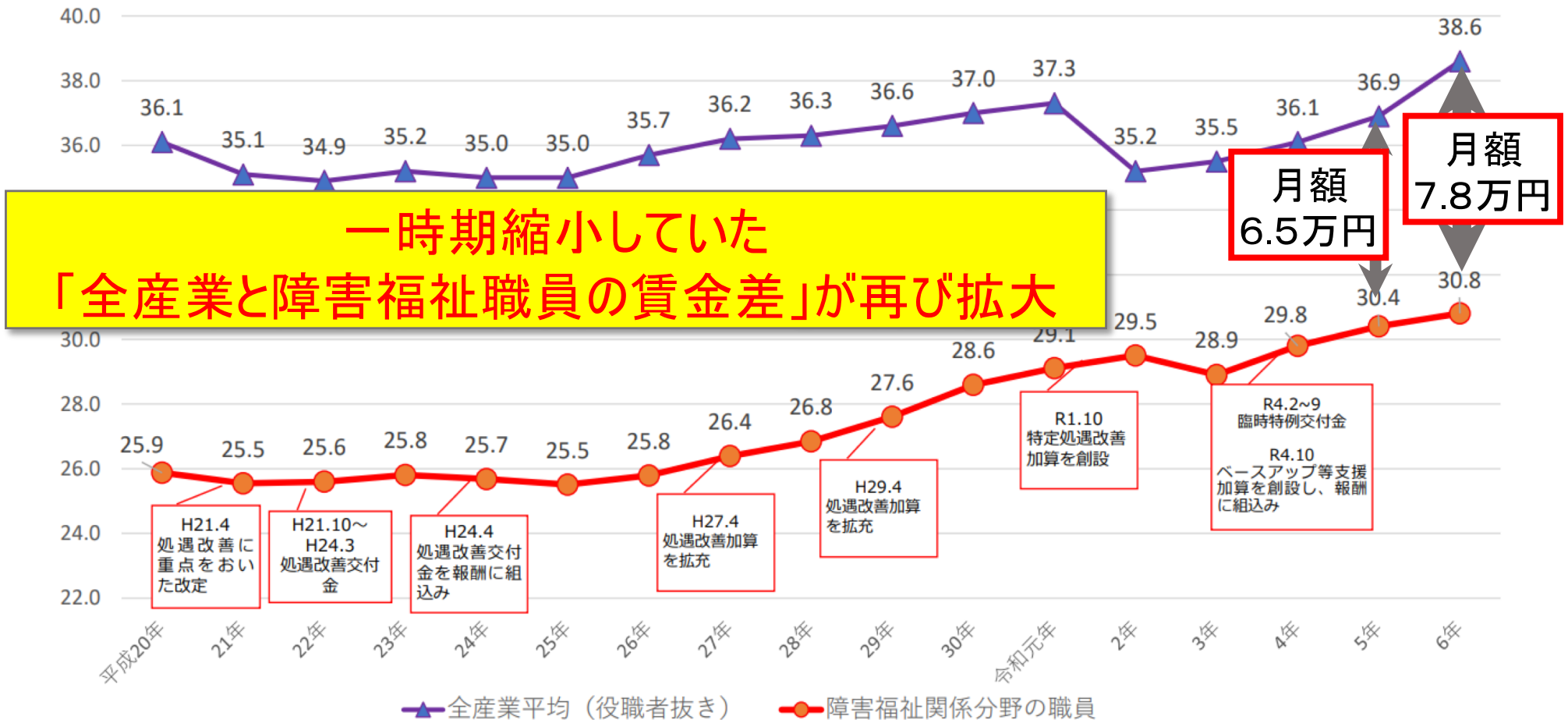


【出典】厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に作成。

※ 1 賞与込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。
 ※ 2 令和6年度介護報酬改定における処遇改善加算の見直しは昨年6月施行（事業者への支払いは8月以降）

賃金構造基本統計調査による障害福祉関係分野の賃金推移

賞与込み給与
(万円)



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づき障害福祉課において作成。

注1) 賞与見込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。

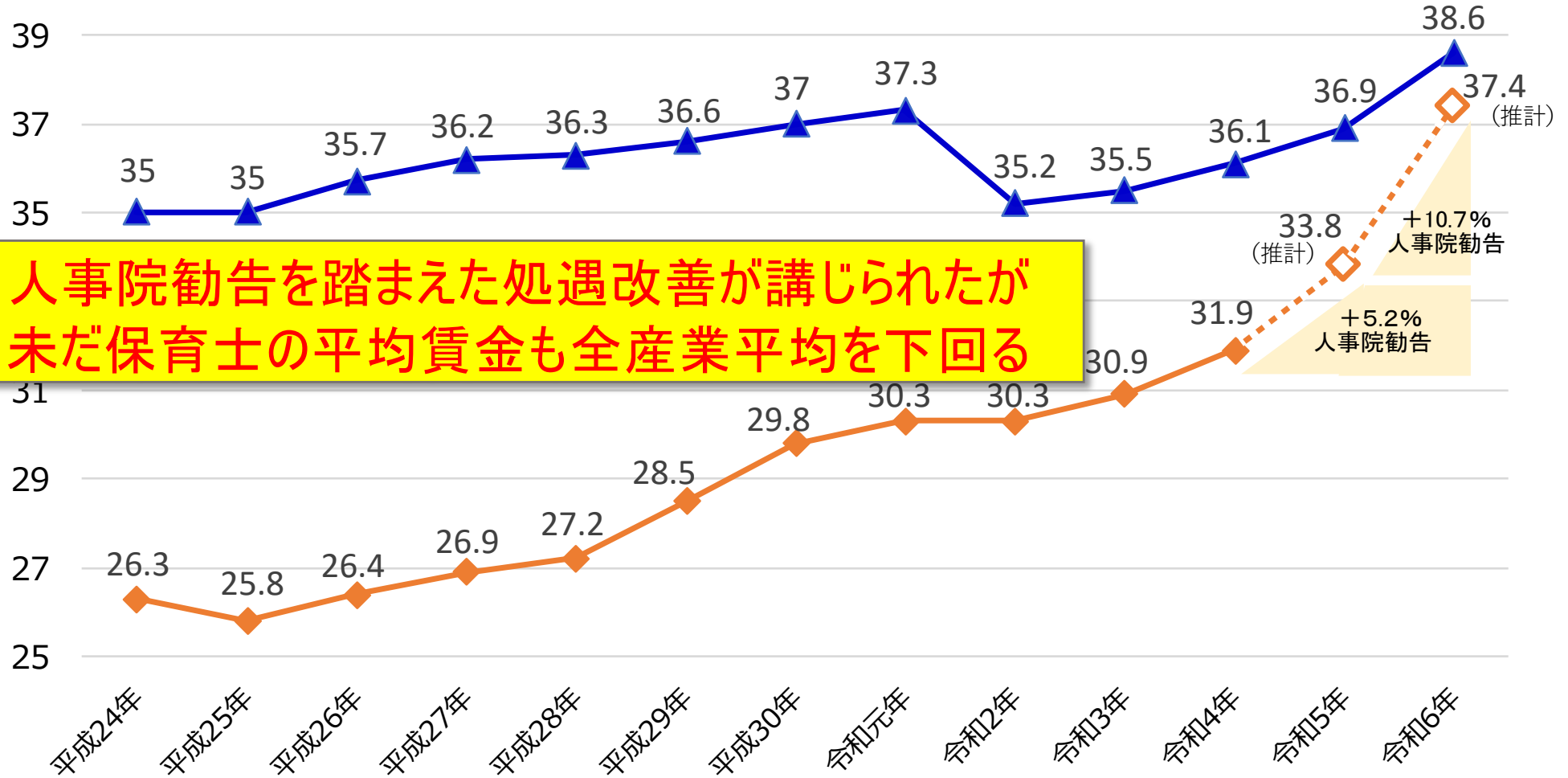
注2) 令和6年度報酬改定における処遇改善加算の見直しは昨年6月施行（事業者への支払いは8月以降）

注3) 障害福祉関係分野の職員については、平成21年～令和元年は「保育士」、「ホームヘルパー」、「福祉施設介護員」を加重平均したもの。令和2年～令和6年は「保育士」、「訪問介護従事者」、「介護職員（医療・福祉施設等）」を加重平均したもの。

保育士の平均賃金の推移

月収(万円)

月額
1.2万円の差



人事院勧告を踏まえた処遇改善が講じられたが
未だ保育士の平均賃金も全産業平均を下回る

▲全産業 ◆保育士

出典：全国子ども政策主管課長会議（令和6年度）成育局 保育政策課資料をもとに全国経営協事務局にて

※保育士の平均賃金は令和5年までのデータ（令和5年度改定+5.2%を含まない）であったため、以下の通り全国経営協で推計。

令和5年：令和5年の平均賃金〔32.1万円〕×令和5年人事院勧告〔5.2%〕

令和6年：令和5年の推計値×令和6年人事院勧告〔10.7%〕

福祉人材の確保・定着と公定価格

法人全体の経営状況

全体の収支差率 **2.4%**

赤字法人の割合 **介護 40.0%** **障害 31.7%**

他産業での賃上げ、物価高騰の長期化

春闘 **5.46%**

最賃引上げ2020年代に**1,500円**

特定最低賃金

【提言・要望】

全産業と遜色ない水準までの早急な処遇改善
次期改定を待つことない報酬の引上げ

世間並みの給与改定を実現できなければ
他産業への人材流出を食い止められない